

甲賀市パートナーシップ制度の導入について

1. 概要

一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、人生のパートナーとして協力し合うことを宣誓し、市が二人の関係を公的に証明する制度。この制度により法律上の効果が生じるものではないが、市民のみなさんの性の多様性への理解が深まり、誰もが大切な人と安心して暮らすことのできる人権を尊重し合えるまちを目指すもの。

2. 背景・状況

・ 導入自治体

令和 5 年（2023 年）6 月 28 日時点での導入自治体 3 2 8
人口カバー率 70.9%

・ 県内の導入状況

令和 3 年（2021 年）1 0 月 1 日 彦根市
令和 5 年（2023 年） 4 月 1 日 米原市
令和 5 年（2023 年） 7 月 1 日 近江八幡市

・ 市内の状況

制度導入を求める直接的な要望や意見は寄せられていないが、過去に男女の悩みごと相談窓口にご相談された方があり、市内にもトランスジェンダーの方が一定数いると思われる。

3. 計画での位置づけ

甲賀市人権に関する総合計画の第 4 章人権施策の展開方向－ 4. 具体的な取組－〔3〕分野別の取組、81 ページのその他さまざまな人権問題に、「性的マイノリティの人々に対する偏見・差別をなくすため、正しい理解を深める啓発を推進する。」と記載され、性的マイノリティの人々に対する理解度を深める必要がある。

4. これまでの取り組み

- ・ L G B T Q +に関する講演会の開催
- ・ L G B T Q +に関する啓発チラシの作成
- ・ 中学校における男女兼用ブレザーの採用
- ・ L G B T Q +電話相談窓口の開設 令和5年7月から

5. 制度の効果

利用可能な公的サービスの例

- ・ 市営住宅の入居申し込み
- ・ 犯罪被害者遺族見舞金の受取り
- ・ 災害証明の申請
- ・ 入院時の各種届出書類の申請（市立病院）
- ・ 住民票の続柄を縁故者に変更

民間サービスの例

- ・ 携帯電話の家族割
- ・ 金融機関での借入の際の所得の合算が可能に

性的マイノリティの人々に対する理解度を深め、これらの方々の日常生活での生きづらさを軽減するとともに、すべての市民が多様な生き方、価値観を認め合い、互いの人権を尊重しあえるまちになるよう市民の意識を醸成できる。

6. 今後のスケジュール

令和5年（2023年）	8月～12月	人権尊重のまちづくり審議会で協議 庁内プロジェクトチーム協議 議会協議 要綱案作成
令和6年（2024年）	1月	パブリックコメント実施
	2月	人権尊重のまちづくり審議会でパブリックコメント結果と要綱・手引き提示
	3月	要綱制定 関連条例等改正
	4月	パートナーシップ制度導入実施